

第798号 令和2年12月	天理市公報	発行 天理市 編集 総務部総務課
------------------	-------	---------------------

目次

条 例	番 号	頁 数			
・天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	32	1	・公示送達について	251	22
・天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例	33	2	・公示送達について	252	22
・天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	34	2	・放置自転車等の保管について	253	23
訓令甲	番 号	頁 数	・放置自転車等の保管について	254	23
・天理市事務処理規程の一部改正	11	3	・放置自転車等の保管について	255	23
告 示	番 号	頁 数	・令和2年第4回天理市議会定例会の招集について	256	23
・放置自転車等の保管について	240	3	・放置自転車等の保管について	257	24
・放置自転車等の保管について	241	4	・放置自転車等の保管について	258	24
・放置自転車等の保管について	242	4	・放置自転車等の保管について	259	24
・放置自転車等の保管について	243	4	・放置自転車等の保管について	260	24
・放置自転車等の保管について	244	4	・放置自転車等の保管について	261	24
・放置自転車等の保管について	245	4	・住民票の職権消除について	262	25
・公示送達について	246	4	公 告	番 号	頁 数
・令和2年4月1日から令和2年9月30日までにおける水道事業及び下水道事業の業務状況の公表について	247	5	・指定地域密着型サービス事業所の指定について	58	25
・公示送達について	248	22	・農用地利用集積計画について	59	25
・放置自転車等の保管について	249	22	教育委員会	番 号	頁 数
・公示送達について	250	22	・定例教育委員会の招集について	14	25
			農業委員会	番 号	頁 数
			・農業委員会の招集について	14	26
			選挙管理委員会	番 号	頁 数
			・農業委員会の招集について	4	26
			公営企業	番 号	頁 数
			・一般競争入札について	26	26

条 例

(令和2年11月30日揭示済)

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第32号

天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第1条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年9月天理市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 天理市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。
（天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（令和2年11月30日揭示済）

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第33号

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

（天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

（天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

9 令和2年12月に市長に支給する期末手当の額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により支給すべき期末手当の額から100分の20を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

第4条 天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

（天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第5条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（令和2年11月30日揭示済）

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

天理市長 並 河 健

天理市条例第34号

天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年12月天理市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当に関する特例)

4 当分の間、第15条第1項の規定により準用する給与条例第20条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員に対する期末手当基礎額に乘じる割合については、当該フルタイム会計年度任用職員が任用された年度の4月1日における給与条例第20条第2項に規定する割合とする。

第2条 天理市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

訓令甲

(令和2年11月30日揭示済)

天理市訓令甲第11号

天理市事務処理規程(昭和40年1月天理市訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

令和2年11月30日

天理市長 並 河 健

別表2 情報政策課の項の次に次のように加える。

情報政策課デジタル市役所推進室	デジタル化	デジタル化の推進に関する総合企画及び総合調整に関すること。	デジタル化の推進に関する調査に関すること。
	A I 及び R P A の導入並びに利活用	A I 及び R P A の導入に関すること。	A I 及び R P A の利活用に関すること。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

告 示

(令和2年11月9日揭示済)

天理市告示第240号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月9日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
令和2年11月7日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市川原城町803番地
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
(1) 返還期間

令和2年11月7日から令和3年1月5日まで

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

6 返還時に必要なもの

(1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）

(2) 移動・保管費用（1台につき）

ア 移動費 2,080円

イ 保管費 1,030円（ただし、移動日から14日以内は無料）

7 連絡先

天理市自転車等保管施設

電話 0743-62-7778

天理市くらし文化部防災安全課地域安全係

電話 0743-63-1001

（令和2年11月9日揭示済）

天理市告示第241号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月9日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年11月13日揭示済）

天理市告示第242号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月13日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年11月16日揭示済）

天理市告示第243号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月16日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年11月16日揭示済）

天理市告示第244号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月16日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年11月17日揭示済）

天理市告示第245号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月17日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年11月19日揭示済）

天理市告示第246号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年11月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

（令和2年11月20日掲示済）

天理市告示第247号

地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、令和2年4月1日から令和2年9月30日までににおける水道事業及び下水道事業の業務状況を次のとおり公表する。

令和2年11月20日

天理市長 並 河 健

令和2年度上半期天理市水道事業報告書 (令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の給水戸数は、前年同期に比べ50戸（0.2％）増加の24,526戸となりましたが、給水人口は、861人（1.3％）減少の64,217人となりました。また、有収水量は、213,706㎥（5.5％）減少の3,650,717㎥となりました。

(建設改良)

建設改良工事としましては、福知堂町・三昧田町、川原城町地内において配水管改良工事を行いました。また、市内各地にて、配水管布設工事を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、大口需要者の使用量が減少したこと等により、給水収益は前年同期に比べ56,646,628円（6.3％）減少の844,359,368円となり、当期収入合計は前年同期に比べ57,776,073円（6.0％）減少の905,220,864円となりました。

一方費用は、減価償却費、支払利息等が減少したことにより、前年同期に比べ68,014,297円（8.7％）減少の712,847,919円となりました。この結果、上半期の損益収支は192,372,945円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、「おいしくて安全な水の安定供給」を継続するために努力する所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定 例 第 2 回	報 告 第 6 号	令和元年度天理市水道事業会計予算繰越計算書	令和2年6月8日
定 例 第 3 回	議定案第7号	令和元年度天理市水道事業会計決算認定について	令和2年9月17日

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可等年月日
令和2年4月1日	令和2年度（令和元年度からの繰越分）水道施設等耐震化等補助金交付申請	奈良県知事	令和2年5月26日

(4) 職員に関する事項

令和2年9月30日現在（単位：人）

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	会計年度任用職員	計
職員数	10	15	3	3	31

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額1,000万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
・ 令和元年度繰越工事 三昧田町・福知堂町地内 重要給水施設配水管改修工事（11-61工区）	107,048,700	
川原城町地内 φ150mm配水管改修工事	22,811,800	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	令和2年度	令和元年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9月末給水人口(人)	64,217	65,078	△ 861	△ 1.3
9月末給水戸数(戸)	24,526	24,476	50	0.2
上半期配水量(m ³)	3,930,369	4,135,561	△ 205,192	△ 5.0
上半期有収水量(m ³)	3,650,717	3,864,422	△ 213,705	△ 5.5
上半期有収水量率(%) (上半期有収水量/上半期配水量)	92.9	93.4	△ 0.5 ポイント	

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	令和2年度	令和元年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水道事業収益 (うち、繰越分)	905,220,864 0	962,996,937 1,829,650	△ 57,776,073 △ 1,829,650	△ 6.0 △ 100.0
営業収益 (うち、繰越分)	849,565,379 0	906,144,461 1,829,650	△ 56,579,082 △ 1,829,650	△ 6.2 △ 100.0
営業外収益	55,654,495	58,849,746	△ 1,195,251	△ 2.1
特別利益	990	2,730	△ 1,740	△ 63.7

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	令和2年度	令和元年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
水道事業費用 (うち、繰越分)	712,847,919 0	780,862,216 1,591,000	△ 68,014,297 △ 1,591,000	△ 8.7 △ 100.0
営業費用 (うち、繰越分)	686,476,759 0	749,713,302 1,591,000	△ 63,236,543 △ 1,591,000	△ 8.4 △ 100.0
営業外費用	26,209,890	30,955,844	△ 4,745,964	△ 15.3
特別損失	161,280	193,070	△ 31,790	△ 16.5
予備費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	上半期執行額	未執行額
収 入	水道事業収益	2,007,677,000	976,760,480	1,031,916,520
	営業収益	1,894,878,000	920,060,667	974,817,343
	営業外収益	112,797,000	56,698,734	57,098,266
	特別利益	2,000	1,089	911
支 出	水道事業費用	1,853,603,000	746,220,848	1,107,382,152
	営業費用	1,768,369,000	719,833,040	1,048,536,960
	営業外費用	83,934,000	26,210,966	57,723,046
	特別損失	300,000	176,863	123,147
	予備費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本の収入及び支出

(単位：円)

科 目		予算現額	上半期執行額	未執行額
収 入	水道事業資本の収入 (うち、繰越分)	421,086,000 36,807,000	424,690,000 16,707,000	△ 3,606,000 20,100,000
	企業債 (うち、繰越分)	20,100,000 20,100,000	379,900,000 0	△ 369,800,000 20,100,000
	負担金	10,626,000	4,477,000	6,149,000
	分担金	36,398,000	16,841,000	18,557,000
	固定資産売却代金	10,000	0	10,000
	補助金 (うち、繰越分)	64,961,000 16,707,000	23,372,000 16,707,000	31,579,000 0
	投資償還金	300,000,000	0	300,000,000
支 出	水道事業資本の支出 (うち、繰越分)	1,676,186,720 476,786,720	341,636,206 141,674,600	1,333,660,616 334,111,220
	建設改良費 (うち、繰越分)	1,076,469,720 476,786,720	194,626,986 141,674,600	881,843,736 334,111,220
	企業債償還金	296,262,000	146,910,220	149,361,780
	投資	300,000,000	0	300,000,000
	補助金返還金	2,466,000	0	2,466,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
1,763,961,386	379,900,000	146,910,220	1,996,951,166

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

令和2年度 上半期天理市水道事業損益計算書

(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営 業 収 益			
(1) 給 水 収 益	844,359,368		
(2) 受 託 工 事 収 益	4,151,000		
(3) そ の 他 営 業 収 益	<u>1,055,011</u>	849,565,379	
2 営 業 費 用			
(1) 原 水 及 び 浄 水 費	314,056,199		
(2) 配 水 及 び 給 水 費	53,913,491		
(3) 受 託 工 事 費	3,610,000		
(4) 繰 保 費	52,051,432		
(5) 減 価 償 却 費	262,844,000		
(6) 資 産 減 耗 費	161		
(7) そ の 他 営 業 費 用	<u>1,476</u>	<u>686,476,759</u>	
営 業 利 益			163,088,620
3 営 業 外 収 益			
(1) 受 取 利 息	153,575		
(2) 他 会 計 補 助 金	1,274,000		
(3) 長 期 前 受 金 戻 入	53,450,000		
(4) 雑 収 益	<u>776,920</u>	55,654,495	
4 営 業 外 費 用			
(1) 支 払 利 息	26,199,115		
(2) 雑 支 出	<u>10,765</u>	<u>26,209,880</u>	<u>29,444,615</u>
経 常 利 益			192,533,235
5 特 別 利 益			
(1) 固 定 資 産 売 却 益	0		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 益	<u>990</u>	990	
6 特 別 損 失			
(1) 固 定 資 産 売 却 損	0		
(2) 過 年 度 損 益 修 正 損	<u>161,280</u>	<u>161,280</u>	<u>△160,290</u>
当 期 純 利 益			192,372,945
前年度繰越利益剰余金			<u>0</u>
当期末末勘分利益剰余金			<u>192,372,945</u>

令和2年度 上半期天理市水道事業貸借対照表

(令和2年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位:円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		523,431,477	
ロ 建物	1,366,130,964		
減価償却累計額	<u>△643,142,979</u>	722,987,975	
ハ 構築物	22,897,236,303		
減価償却累計額	<u>△12,277,382,924</u>	10,619,853,379	
ニ 機械及び装置	2,342,631,750		
減価償却累計額	<u>△2,101,731,333</u>	240,900,417	
ホ 車両及び運搬具	37,006,440		
減価償却累計額	<u>△22,581,472</u>	14,424,968	
ヘ 工具、器具及び備品	64,781,675		
減価償却累計額	<u>△42,528,087</u>	22,253,588	
ト 量 水 器	75,165,816		
減価償却累計額	<u>△37,011,252</u>	38,154,564	
チ 建設仮勘定		<u>1,180,791,700</u>	
有形固定資産合計			13,362,798,068
(2) 投 資			
イ その他投資		<u>900,000,000</u>	
投資合計			<u>900,000,000</u>
固定資産合計			14,262,798,068
2 流 動 資 産			
(1) 現金預金		1,978,849,738	
(2) 未 収 金	226,446,962		
貸倒引当金	<u>△7,856,637</u>	218,590,325	
(3) 貯 蔵 品		5,476,328	
(4) 前 払 金		74,000,000	
(5) その他流動資産		<u>50,465,492</u>	
流動資産合計			<u>2,327,381,883</u>
資 産 合 計			<u>16,590,179,951</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設公債等の財源に
充てるための企業債1,847,599,676

企業債合計

1,847,599,676

(2) 引当金

イ 退職給付引当金

317,491,657

ロ 修繕引当金

202,210,246

引当金合計

519,701,903

固定負債合計

2,367,301,579

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設公債等の財源に
充てるための企業債149,351,490

企業債合計

149,351,490

(2) 未払金

163,886,455

(3) 前受金

1,656,600

(4) その他流動負債

イ 預り金

108,190,241

ロ その他流動負債

72,477,616

その他流動負債合計

180,667,857

流動負債合計

495,562,402

5 繰延収益

(1) 長期前受金

2,926,236,598

(2) 収益化費計額

△656,238,933

繰延収益合計

2,269,997,665

負債合計

5,132,861,646

資本の部

6 資本金

(1) 資本金

イ 固有資本金

17,670,482

ロ 出資金

3,311,380,862

ハ 組入資本金

7,065,555,212

資本金合計

10,394,606,556

資本金合計

10,394,606,556

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 受贈財産評価額

5,313,558

ロ 工事負担金

305,498,054

ハ 分担金

46,256,379

ニ 寄付金

487,031,965

資本剰余金合計

844,099,966

(2) 利益剰余金

イ 減価積立金

26,238,838

ロ 当期末未処分

192,372,945

利益剰余金合計

218,611,783

剰余金合計

1,062,711,749

資本合計

11,457,318,306

負債資本合計

16,590,179,951

令和2年度上半期天理市下水道事業報告書

(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

1 概 況

(1) 総括事項

(業務状況)

上半期末の排水戸数は、前年同期に比べ129戸(0.6%)増加の21,569戸となりました。また、排水量は241,925㎥(6.0%)減少の3,761,799㎥となりました。

(建設改良)

川原城町外での長寿命化対策管路施設改築更新及び修繕工事や市内各地において汚水樹設置工事等を行いました。

(経理状況)

経理面につきましては、下水道使用料収入は前年同期に比べ48,840,645円(8.4%)減少の530,419,855円となりました。また、他会計補助金が2,859,500円(0.5%)減少したこと等により当期収入合計は、前年同期に比べ52,655,335円(3.8%)減少の1,322,819,958円となりました。

一方費用は、支払利息、流域下水道維持管理負担金等が減少したことにより、前年同期に比べ28,343,938円(2.5%)減少の1,093,064,700円となりました。この結果、上半期の損益収支は229,755,258円の純利益となりました。

今後も引き続き効率的な事業運営を図り、市民の生活環境向上に努める所存であります。

(2) 議会議決事項

議 会	議案番号	件 名	議決年月日
定例第2回	報告第7号	令和元年度天理市下水道事業会計予算繰越計算書	令和2年6月8日
定例第3回	議案第54号	天理市水洗便所改造資金貸付基金条例の一部改正について	令和2年9月17日
定例第3回	議案第55号	天理市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部改正について	令和2年9月17日
定例第3回	認定案第8号	令和元年度天理市下水道事業会計決算認定について	令和2年9月17日

(3) 行政官庁認可事項

申請年月日	件名	申請先	許可等年月日
令和2年5月28日	令和2年度社会資本整備総合交付金交付申請	国土交通大臣	令和2年7月7日

(4) 職員に関する事項

令和2年9月30日現在（単位：人）

職名	事務職員	技術職員	再任用職員	会計年度 任用職員	計
職員数	8	5	1	2	16

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

該当事項は、ありません。

2 工 事

上半期に施工した主な工事（消費税及び地方消費税込み）は、次のとおりです。

（契約金額1,000万円以上）

工 事 名	金 額（円）	備考
・ 令和元年度繰越工事 川原城町外 長寿命化対策管路施設改築更新及び修繕工事（その6）	72,219,400	

3 業 務

(1) 業務量

事 項	令和2年度	令和元年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
9月末排水戸数 (戸)	21,569	21,440	129	0.6
上半期排水量 (㎡)	3,761,799	4,003,724	△ 241,925	△ 6.0

(2) 事業収入に関する事項

(単位：円)

事 項	令和2年度	令和元年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業収益	1,322,819,956	1,375,475,291	△ 52,655,335	△ 3.8
営業収益	543,563,355	592,444,000	△ 48,880,645	△ 8.3
営業外収益	779,256,601	783,031,291	△ 3,774,690	△ 0.5
特別利益	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

(3) 事業費に関する事項

(単位：円)

事 項	令和2年度	令和元年度	比 較	
			増 減	増減率(%)
下水道事業費用	1,093,064,700	1,121,408,636	△ 28,343,936	△ 2.5
営業費用	941,162,877	951,828,417	△ 10,665,540	△ 1.1
営業外費用	151,816,023	169,513,379	△ 17,697,356	△ 10.4
特別損失	85,800	66,840	18,960	28.4
予備費	0	0	0	—

(消費税及び地方消費税抜き)

4 会 計

(1) 予算執行状況

イ 収益的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業収益	2,946,738,000	1,368,733,164	1,578,004,836
	営業収益	1,378,410,000	589,457,850	788,952,150
	営業外収益	1,568,327,000	779,275,314	789,051,686
	特別利益	1,000	0	1,000
支 出	下水道事業費用	2,524,685,000	1,121,297,368	1,403,387,632
	営業費用	2,185,888,000	969,387,222	1,216,500,778
	営業外費用	337,697,000	151,816,023	185,880,977
	特別損失	100,000	94,123	5,877
	予備費	1,000,000	0	1,000,000

(消費税及び地方消費税込み)

ロ 資本的収入及び支出

(単位：円)

科 目		予 算 現 額	上半期執行額	未 執 行 額
収 入	下水道事業資本的収入 (うち、繰越分)	395,840,100 69,470,100	127,844,340 0	267,995,760 69,470,100
	企業債 (うち、繰越分)	77,500,000 34,700,000	0 0	77,500,000 34,700,000
	負担金	1,222,000	1,756,440	△ 534,440
	補助金 (うち、繰越分)	305,991,100 34,770,100	125,589,500 0	180,401,600 34,770,100
	長期貸付金回収金	1,127,000	498,400	628,600
	その他資本的収入	10,000,000	0	10,000,000
支 出	下水道事業資本的支出 (うち、繰越分)	1,703,837,400 125,023,400	784,179,629 84,206,100	919,657,771 40,817,300
	建設改良費 (うち、繰越分)	317,029,400 125,023,400	99,904,704 84,206,100	217,124,696 40,817,300
	長期貸付金	10,000,000	800,000	9,200,000
	企業債償還金	1,375,681,000	683,474,925	692,206,075
	その他資本的支出	1,127,000	0	1,127,000

(消費税及び地方消費税込み)

(2) 企業債及び一時借入金の概況

イ 企 業 債

(単位：円)

前 期 末 残 高	当 期 借 入 高	当 期 償 還 高	当 期 末 残 高
13,791,141,474	0	683,474,925	13,107,666,549

ロ 一時借入金

(単位：円)

前 期 末 残 高	当期借入残高最高額	当 期 末 残 高
0	0	0

令和2年度 上半期天理市下水道事業損益計算書

(令和2年4月1日から令和2年9月30日まで)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	530,419,855		
(2) 他会計負担金	13,103,500		
(3) 国庫補助金	0		
(3) 県補助金	0		
(4) 雑収益	0		
(5) その他営業収益	40,000	543,563,355	
2 営業費用			
(1) 管渠費	25,411,714		
(2) 農業集落排水施設維持費	6,453,840		
(3) 雨水ポンプ場費	2,190,021		
(4) 流域下水道維持管理負担金	238,446,702		
(5) 業務費	19,005,187		
(6) 総保費	31,920,413		
(7) 減価償却費	617,735,000		
(8) 資産減耗費	0		
(9) その他営業費用	0	941,162,877	
営業損失			397,599,522
3 営業外収益			
(1) 受取利息	178,544		
(2) 他会計補助金	577,551,000		
(3) 県補助金	0		
(4) 長期前受金戻入	201,119,000		
(5) 雑収益	408,057	779,256,601	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	151,816,023		
(2) 雑支出	0	151,816,023	627,440,578
経常利益			229,841,056
5 特別利益			
(1) 過年度損益修正益	0		
(2) その他特別利益	0	0	
6 特別損失			
(1) 過年度損益修正損	85,800		
(2) その他特別損失	0	85,800	△85,800
当期純利益			229,755,256
前年度繰越利益剰余金			0
当期末末処分利益剰余金			229,755,256

令和2年度 上半期天理市下水道事業貸借対照表

(令和2年9月30日)

(消費税及び地方消費税抜き)

(単位：円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 土 地		137,328,938	
ロ 建 物	190,958,037		
減価償却累計額	<u>△55,379,211</u>	135,578,826	
ハ 構 築 物	43,671,531,939		
減価償却累計額	<u>△11,173,453,626</u>	32,498,078,313	
ニ 機械及び装置	1,348,651,572		
減価償却累計額	<u>△698,198,006</u>	650,453,566	
ホ 車両及び運搬具	6,348,493		
減価償却累計額	<u>△4,523,516</u>	1,824,977	
ヘ 工具、器具及び備品	20,424,536		
減価償却累計額	<u>△7,627,404</u>	12,797,132	
ト 建設仮勘定		<u>182,493,633</u>	
有形固定資産合計			33,618,555,385
(2) 無形固定資産			
イ 地 上 権		176,102	
ロ 電 話 加 入 権		260,000	
ハ 施設利用権		<u>1,671,233,357</u>	
無形固定資産合計			1,671,669,459
(3) 投 資			
イ 長期貸付金		1,874,960	
ロ 基 金		<u>48,426,640</u>	
投資合計			<u>50,301,600</u>
固定資産合計			35,340,526,444
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		1,607,775,466	
(2) 未 収 金	221,833,642		
貸倒引当金	<u>△4,829,573</u>	217,004,069	
(3) 前 払 金		18,347,200	
(4) その他流動資産		<u>35,686,739</u>	
流動資産合計			<u>1,879,213,474</u>
資産合計			<u>37,219,739,918</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設物賃貸等の財源に
充てるための企業債12,415,461,315

企業債合計

12,415,461,315

(2) 引 当 金

イ 退職給付引当金

29,467,011

引当金合計

29,467,011

固定負債合計

12,444,928,326

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設物賃貸等の財源に
充てるための企業債692,205,234

企業債合計

692,205,234

(2) 未 払 金

5,530,778

(3) 前 受 金

11,450,000

(4) その他流動負債

イ 預 り 金

542,877,186

ロ その他流動負債

45,913,208

その他流動負債合計

588,790,394

流動負債合計

1,297,956,406

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

長期前受金

14,004,063,649

(2) 収益化累計額

△2,662,937,696

繰延収益合計

11,341,125,953

負債合計

25,084,020,685

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 資 本 金

イ 国 有 資 本 金

3,113,682,326

ロ 出 資 金

2,608,729,241

ハ 繰 入 資 本 金

5,938,573,465

資本金合計

11,660,985,032

資本金合計

11,660,985,032

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

イ 受贈財産評価額

1,380,787

ロ 国庫補助金

167,433,365

ハ 県補助金

18,024,551

資本剰余金合計

186,838,703

(2) 利 益 剰 余 金

イ 減 価 積 立 金

58,140,242

ロ 当期末未処分

利益剰余金

229,755,256

利益剰余金合計

287,895,498

剰余金合計

474,734,201

資本合計

12,135,719,233

負債資本合計

37,219,739,918

(令和2年11月20日揭示済)

天理市告示第248号

公示送達について

下記の書類の送達を受けるべき者の住所地に居住実態がなく、居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市社会福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年11月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(令和2年11月20日揭示済)

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月20日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年11月20日揭示済)

天理市告示第250号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年11月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和2年11月20日揭示済)

天理市告示第251号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和2年11月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(令和2年11月20日揭示済)

天理市告示第252号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和2年11月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（令和2年11月24日揭示済）

天理市告示第253号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月24日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年11月24日揭示済）

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月24日

天理市長 並 河 健

（以下 略）

（令和2年11月24日揭示済）

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月24日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

令和2年11月24日

3 移動対象区域

天理市田井庄町276番地3先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市川原城町803番地

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1）返還期間

令和2年11月24日から令和3年1月22日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日～翌年の1月3日を除く。）

（2）返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（令和2年11月27日揭示済）

天理市告示第256号

令和2年12月

天理市公報

令和2年第4回天理市議会定例会を、次のとおり招集する。
令和2年11月27日

天理市長 並 河 健

記

- 1 期 日 令和2年12月4日
2 場 所 天理市役所議事場

(令和2年11月27日揭示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年11月27日揭示済)

天理市告示第258号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月27日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年11月30日揭示済)

天理市告示第259号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年11月30日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年12月1日揭示済)

天理市告示第260号

天理市自転車等駐車条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年12月1日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 移動日
令和2年11月30日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
令和2年11月30日から令和3年4月30日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
東洋テック株式会社 TEAM TENRI 電話 0743-63-4770
天理市くらし文化部防災安全課地域安全係 電話 0743-63-1001

(令和2年12月1日揭示済)

天理市告示第261号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車

車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

令和2年12月1日

天理市長 並 河 健

(以下 略)

(令和2年12月4日揭示済)

天理市告示第262号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条の規定により、下記の住民票を職権で消除したので、同法施行令第12条第4項の規定により告示する。

令和2年12月4日

天理市長 並 河 健

記

職権消除した年月日

令和2年12月4日

職権消除した者の住所、氏名及び生年月日 略

公 告

(令和2年11月26日揭示済)

天理市公告第53号

指定居宅介護支援事業所の廃止について

令和3年2月1日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の11の規定により公告する。

令和2年11月26日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号		2970400442
名 称		デイサービスゆんたく
所在地		奈良県天理市川原城町 545
申 請 者	名称	有限会社 宮城
	主たる事務所の所在地	奈良県天理市守目堂町170
	代表者の氏名	宮城 小百合
	代表者の住所	奈良県天理市二階堂上ノ庄町141-10
指定予定年月日		令和3年2月1日
サービスの種類		地域密着型通所介護

(令和2年11月30日揭示済)

天理市公告第59号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

令和2年11月30日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

教育委員会

(令和2年11月20日揭示済)

天教告示第14号

令和2年11月24日午後2時から11月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

令和2年11月20日

天理市教育委員会

教育長 森 継 隆

農業委員会

(令和2年11月30日揭示済)

天農委告示第14号

令和2年12月7日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
令和2年11月30日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条に関する許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条に関する許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条に関する許可申請について |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について |
| 議案第5号 | その他 |
| | ① 市街化区域の専決処分について（報告） |
| | ② 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について |
| | ③ 生産緑地地区の取得の斡旋依頼について |

選挙管理委員会

(令和2年12月1日揭示済)

天選告示第4号

令和2年12月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和2年12月1日

天理市選挙管理委員会
委員長 西 口 恵 紹

50分の1の数	1,058人
6分の1の数	8,815人
3分の1の数	17,629人

公営企業

(令和2年11月16日揭示済)

天理市上下水道局公告第26号

一般競争入札について

下記の業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和2年11月16日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 工 事 名 | 長寿命化対策管路施設改築更新及び修繕工事（その7） |
| (2) 工事場所 | 天理市川原城町外 |
| (3) 工事概要 | 工事延長 L = 595.5m |
| | 管路更生工 φ250mm L = 595.5m |
| | 管路清掃工 L = 621.1m |
| | マンホール蓋替え工 N = 18箇所 |
| | 取付管修繕・撤去工 L = 2箇所 |
| | 試掘工 N = 1箇所 |
| | 付帯工 N = 1式 |

- (4) 工 期 令和3年3月19日まで
- (5) 入札方法 電子入札（事後審査）
天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領による。
- (6) 予定価格 58,910,500円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
- (7) 変動型最低制限価格

最低制限価格は事後公表（事後決定）とし、税抜き予定価格に変動係数を乗じて得た額とする。
変動係数は、開札日の入札書開封前に電子くじにより決定する。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
 - ① 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、土木工事業（特定建設業に限る。）について受けている者であること。
 - ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ③ 局が令和2年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（令和2年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
 - ④ 本入札の開札日及び本競争入札参加資格の確認時点までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑤ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
- (3) 次の条件を全て満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
 - ① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
 - ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第3 入札担当部課

〒632-8558
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 総務経営課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線838
E-mail d-suidou@city.tenri.nara.jp

第4 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開
 - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 公開方法 局ホームページへ掲載
閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。
- (2) 仕様書に対する質問書の提出等
質問がある場合のみ提出すること。
 - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出先 第3に同じ。
 - ③ 提出方法 E-mailによる。
 - ④ 回 答 日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ⑤ 回答方法 局ホームページへ掲載
閲覧用パスワードは、局電子入札システム利用者登録時のメールアドレスへ通知する。

第5 入札方法等

入札書は、別表（入札日程）の入札書等の電子入札システム受付期間に工事費内訳書を添付の上、電子入札システムにより記録すること。

第6 開札

① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

② 場 所 天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局

第7 落札者の決定等

(1) 落札候補者の決定

① 落札候補者の決定方法は、天理市上下水道局建設工事電子入札実施要領第16条の規定によるものとする。

② 落札候補者に対し、落札候補者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。この場合において、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がないときは、入札参加停止措置を執る場合がある。

(2) 事後審査書類の提出

① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出先 第3に同じ。

③ 提出方法 持参による。

④ 提出書類

ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 建設業許可通知書の写し

ウ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定技術者の資格（様式2）

オ 配置予定技術者の資格者証の写し

（監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、監理技術者証及び監理技術者講習修了証、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある監理技術者証の写し）

カ 配置予定技術者と3箇月以上の雇用関係にあることが確認できる書類（健康保険証等）の写し

(3) 落札者の決定

① 落札候補者から提出された事後審査に係る書類により本競争入札参加資格の確認を行い、落札者を決定する。

② 落札者決定後、当該電子入札参加者全員に落札者決定の通知を電子入札システムにより行うものとする。

③ 入札結果については、局総務経営課窓口で公表する。

第8 契約等

(1) 契約書の作成

落札者は、天理市建設工事執行規則第13条第1項の規定に基づき落札者決定の日から7日以内に契約を締結するものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(3) 契約の不締結

① 落札者決定後、契約締結までの間に、落札者が局から入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しない。

② 契約締結の際に、落札者が有効な経営事項審査結果を有していることが確認できない場合は、契約を締結しない。

(4) 暴力団排除に係る契約の解除

契約締結後に、契約の相手方が天理市上下水道局建設工事等暴力団排除措置要綱別表に規定する排除措置要件に該当するときは、契約を解除するものとする。また、契約を解除した場合には、損

害賠償義務が発生する。

第9 その他

この公告に定めのない事項は、関係法令、天理市上下水道局会計規程、天理市契約規則及び天理市建設工事執行規則によるものとする。

別表（入札日程）

長寿命化対策管路施設改築更新及び修繕工事（その7）	
事 項	期 間 等
仕様書の公開期間	令和2年11月16日（月）から 令和2年11月24日（火）まで
質問書の提出期限日	令和2年11月24日（火）
質問書への回答日	令和2年11月27日（金）
入札書等の電子入札システム受付期間	令和2年12月7日（月）から 令和2年12月9日（水）まで
開札の日時	令和2年12月10日（木）午前10時
事後審査書類の提出期限日	令和2年12月11日（金）

上記の期間・期限日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。